

兵庫県公報

令和7年6月10日 火曜日 第624号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

- 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）…………… 1
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）…………… 2

公 告

- 随意契約の相手方等の公示（市町振興課）…………… 2
- 同 上（税務課）…………… 2
- 同 上（同）…………… 3

公安委員会規則

- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 3

正 誤

- 令和7年4月8付け兵庫県公報第606号中…………… 15
- 令和7年5月27日付け兵庫県公報第620号中…………… 15

公布された法令のあらまし

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）

駐車禁止除外指定車標章（事業用標章）を車両の前面の見やすい箇所に掲示していることにより公安委員会の交通規制の対象から除く車両の一部を改めること、道路交通法第45条第1項又は第49条の5の規定による警察署長の駐車許可の申請の手続等を見直し申請者の利便の向上及び業務の効率化を図ること、通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を新たに指定すること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第506号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
姫路市木場1326－3 村田秀孝 姫路市木場前中町84－1 長野義平	八木	姫路市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年6月10日から同年6月24日まで

(2) 縦覧場所

八木加入区

姫路市木場1395

姫路市漁業協同組合

兵庫県告示第507号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年6月10日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市北伊丹八丁目10番8、川西市久代六丁目19番1及び19番17の各一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにフッ素及びその化合物

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年6月10日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る役務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県総務部市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る契約金額

62,219,770円

6 契約の相手方を決定した手続

隨意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年6月10日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

兵庫県税務システム運用・保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

152, 532, 600円

6 契約の相手方を決定した手続

隨意契約

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年6月10日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

兵庫県税務システム修正開発業務委託(1) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫縣財務部稅務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

75,321,400円

6 契約の相手方を決定した手続

隨意契約

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

公安委員會規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月10日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

兵庫県公安委員会規則第9号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

「

兵庫県警察本部交通部交通規制課長又は署長（右欄5の申請のうち、第2条の2第2項に規定する第1号申請にあつては、同条第1項第1号に規定する用務に係る区域を管轄する署長に限る。）	1 法第45条の2第1項（高齢運転者等が運転する普通自動車）の届出及び同条第2項（高齢運転者等標章の交付）の申請 2 法第45条の2第3項（高齢運転者等標章の再交付）の申請 3 法第45条の2第4項（高齢運転者等標章）の返納 4 規則第6条の3の5（高齢運転者等標章の記載事項の変更）の届出 5 第2条の2第2項（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章）の申請
---	---

」

を

「

兵庫県警察本部交通部交通規制課長又は署長（右欄5、7及び8の申請にあつては、第2条の2第1項第1号に規定する用務に係る区域を管轄する署長に限る。）	1 法第45条の2第1項（高齢運転者等が運転する普通自動車）の届出及び同条第2項（高齢運転者等標章の交付）の申請 2 法第45条の2第3項（高齢運転者等標章の再交付）の申請 3 法第45条の2第4項（高齢運転者等標章）の返納 4 規則第6条の3の5（高齢運転者等標章の記載事項の変更）の届出 5 第2条の2第2項第1号（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章）の申請 6 第2条の2第2項第2号（駐車禁止除外指定車標章）の申請 7 第2条の2第6項（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章の再交付）の申請 8 第2条の2第7項（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章の記載事項の変更届）の届出 9 第2条の2第9項（禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章）の返納
---	---

」

に改める。

第2条中「通行禁止駐車禁止時間制限駐車区間除外指定車標章」を「通行禁止駐車禁止除外指定車標章」に改め、同条第5項第3号ア中「急を要する傷病者の往診等」を「医師が緊急往診」に改め、同号中オをキとし、イからエまでをエからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両

ウ 助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

第2条の2第1項第1号中「アからオ」を「アからキ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 除外標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（様式第11号）に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて公安委員会に申請するものとする。

(1) 前項第1号に掲げる除外標章の申請 次に掲げる書類

ア 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 前項第1号の用務に係る車両に該当することを疎明する書類

(2) 前項第2号に掲げる除外標章の申請 次に掲げる書類

ア 標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書類

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書類

第2条の2第3項中「第1号申請」を「前項第1号に掲げる申請」に、「第2号申請」を「前項第2号に掲げる申請」に「同項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条第6項中「前項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第7項を第9項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 除外標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第12号）により、当該除外標章の再交付を公安委員会に申請することができる。

- 7 除外標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、除外標章記載事項変更届（様式第13号）に記載事項の変更を証する書類を添えて、速やかに公安委員会に届け出なければならない。
- 第3条の2第1項中「第4項」を「第6項」に改め、同項第6号を次のように改める。
- (6) 許可を受けようとする場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。
- ア 重量貨物若しくは長大な貨物の積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- イ 前記ア以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 第3条の2第2項第5号を次のように改める。
- (5) 許可を受けようとする場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。
- ア 重量貨物若しくは長大な貨物の積卸し又は身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- イ 前記ア以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 第3条の2第8項中「署長に返納」を「廃棄」に改め、「駐車許可車標章による」を削り、「経過」を「満了」に改め、同項を同条第13項とし、同条中「駐車許可車標章」を「駐車許可証」に改め、同条第7項を同条第12項とし、同条第6項中「するとともに」を「しなければならない。この場合において」に改め、同項を同条第9項とし、第9項の次に次の2項を加える。
- 10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第15号）により、当該駐車許可証の再交付を駐車許可証を交付した署長（以下「交付署長」という。）に申請することができる。
- 11 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、駐車許可証記載事項変更届（様式第15号の2）に記載事項の変更を証する書類を添えて、速やかに交付署長に届け出なければならない。
- 第3条の2第5項中「様式第15号」を「様式第14号」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を第6項とする。
- ただし、当該許可の申請が第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 第3条の2第3項中「に、次に掲げる書類又はその写しを添えて」を「を2通作成し、」に、「署長に申請」を「署長に提出」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。
- ただし、署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。
- 第3条の2第3項の次に次の2項を加える。
- 4 前項の場合において、用務の性質上、許可を受けようとする場所が、県内の複数警察署の管轄区域にまたがるときには、申請書を一の警察署の長に提出することをもって足りるものとする。
- 5 第3項の駐車許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、署長が添付する書類の一部又は全部を省略することができるものと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。
- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
- (3) 当該申請に係る用務を疎明する書面
- 第3条の2第7項の次に次の1項を加える。
- 8 前項本文の場合において、反復継続的な用務に使用する車両に係る駐車許可の期間は1年を超えない範囲内の相当な期間とする。

別表第 3 の 2 一般国道の部 250 号の項中「白浜町字乙八束新開甲 1122 番 1」を「飾磨区中島 3 丁目 169 番」に改め、同表県道の部 太子御津線の項の次に次のように加える。

網干たつの線	揖保郡太子町吉福字西川原 256 番からたつの市揖保町門前字蔵ノ久保 111 番 1 まで
--------	---

別表第 3 の 2 県道の部 松帆八木線の項の次に次のように加える。

網干停車場新舞子線	揖保郡太子町沖代字前田 47 番 1 から同町沖代字竹ノ内 84 番 1 まで
-----------	---

別表第 3 の 2 県道の部 黒田庄多井田線の項の次に次のように加える。

平木南山線	加東市南山 2 丁目 1 番 16 から同市南山 1 丁目 3 番 1 まで
-------	--

別表第 3 の 2 県道の部 大塩別所線の項の次に次のように加える。

白浜姫路停車場線	姫路市白浜町字岩本新開甲 752 番 1 から同市飾磨区妻鹿東海町 5 番まで
----------	---

別表第 3 の 2 市道（姫路市）の部 幹第 23 号線の項の次に次のように加える。

幹第 44 号線	姫路市余部区上余部 565 番 1 から同区上余部 228 番 1 まで
幹第 51 号線	姫路市余部区下余部 339 番 1 から同区上余部 565 番 1 まで

別表第 3 の 2 市道（姫路市）の部 幹第 55 号線の項の次に次のように加える。

幹第 61 号線	姫路市網干区浜田 211 番 1 から同市余部区下余部 339 番 1 まで
----------	--

別表第 3 の 2 市道（姫路市）の部 幹第 68 号線の項の次に次のように加える。

幹第 69 号線	姫路市飾磨区中島 2918 番 3 から同区中島 2689 番 6 まで
幹第 75 号線	姫路市飾磨区中島 2705 番 1 から同区中島 311 番 1 まで

別表第 3 の 2 市道（姫路市）の部 花田 76 号線の項の次に次のように加える。

飾磨 115 号線	姫路市飾磨区中島 2919 番 11 から同区中島 2935 番 3 まで
-----------	---------------------------------------

別表第 3 の 2 市道（加東市）の部 インターパーク補幹 1 号線の項の次に次のように加える。

インターパーク補幹 2 号線	加東市南山 6 丁目 8 番 6 から同市南山 6 丁目 5 番 8 まで
中央道線	加東市南山 6 丁目 6 番 7 から同市南山 6 丁目 8 番 6 まで

別表第 3 の 2 町道（太子町）の部丸山線の項の次に次のように加える。

11003号沖代線	揖保郡太子町沖代42番 1 から同町沖代46番 1 まで
21003号揖保線	揖保郡太子町沖代84番 6 から同町吉福256番まで

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第2条、第2条の2関係）

（表）

13センチメートル	第 号	
	通行禁止 除外指定車標章 駐車禁止	
	車 両 番 号	
	除外する区域 又は道路の区間	
	有 効 期 限 年 月 日まで	
	年 月 日	
	兵庫県公安委員会 印	
	この標章を使用する場合は、車両の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。	
	18センチメートル	

注 色彩は、台地は灰色、文字は黒色、縁線は黄色とする。

（裏）

注意事項 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。 ※ 次のような駐車はできません。	
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項） ● 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） ● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） ● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） ● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）	
2 この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。 3 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。 4 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。 5 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。 (1) 有効期間が経過したとき。 (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 亡失のため、新たに標章の交付を受けた場合において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。	
☐ 被交付者等 住所	氏名

様式第11号から様式第15号までを次のように改める。

様式第12号（第2条の2関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
兵庫県公安委員会 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

様式第13号（第2条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
兵庫県公安委員会 様	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

様式第14号（第3条の2関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

注 申請者は太枠内を記入すること。

様式第15号（第3条の2関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

様式第15号の2（第3条の2関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第 2 条の 2 第 2 項の規定によりなされた通行禁止・駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車標章及び駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）の申請並びに第 3 条の 2 第 3 項の規定によりなされた駐車許可車標章の申請は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条の 2 第 2 項の規定及び

第3条の2第3項の規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている除外標章及び駐車許可車標章（附則第4項の規定により交付を受けた除外標章及び駐車許可車標章を含む。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の規則の相当規定により交付を受けたものとみなす。
- 4 除外標章及び駐車許可車標章の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 改正前の規則第3条の2第3項ただし書の規定による口頭での申告による駐車許可の申請及び第5項ただし書の規定による駐車許可車標章の交付については、令和7年11月30日までの間、なお従前の例によることができる。

正 誤

○令和7年4月8日付け（兵庫県公報第606号）

兵庫県 第337号（土地改良区役員の退任及び就任の届出）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	下から12	監 事 森辻 保仁	監 事 森脇 保仁
6	下から11	同 今中 ・	同 今中 逞
6	下から2	監 事 森辻 保仁	監 事 森脇 保仁

~~~~~

○令和7年5月27日付け（兵庫県公報第620号）

兵庫県施設照明LED化事業公募型プロポーザルの実施（4応募手続）中

| (ページ) | (行)      | (誤)           | (正)          |
|-------|----------|---------------|--------------|
| 13    | 下から<br>4 | (3) 応募図書の提出   | (3) 参加表明書の提出 |
| (ページ) | (行)      | (誤)           | (正)          |
| 14    | 上から<br>1 | (4) 企画提案書等の提出 | (4) 応募図書の提出  |